地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和4年6月13日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 西宮市監査委員 佐 竹 令 次 西宮市監査委員 板 戸 史 朗 西宮市監査委員 大川原 成 彦

付 記

報告監第2号 令和4年度第1回 監査結果報告書

(産業文化局・こども支援局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・

公平委員会事務局・農業委員会事務局・監査事務局・上下水道局)

西宮市長 石井登志郎 様 西宮市議会議長 草加 智清 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和4年度第1回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査(財務監査及び行政監査)を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、 同条第 14 項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく 必要があります。

令和4年6月10日

西宮市監査委員 石原 俊彦 西宮市監査委員 佐竹 令次 西宮市監査委員 板戸 史朗 西宮市監査委員 大川原成彦

# 目 次

定期監査結果報告(上下水道局)	
第1 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 26
第2 監査の期間及び方法等	. 27
第3 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 27
1 収入事務	· 27
2 支出事務	· 27
3 財産管理事務·····	· 27
4 服務事務	. 28
第4 要改善事項	28
1 固定資産の適正な会計処理	28
2 適正な備品管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3 適正な服務事務	· 29
第 5 監査委員の意見	· 29
1 水道事業におけるアセットマネジメント計画の活用・・・・・・・・・・・・	. 29

#### 凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりである。
  - [0] [0] [0] は、[0] 以は単位未満のもの。
  - 「△」は、減少・低下。
  - 「一」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、 単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合が ある。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略 し、表中については、全ての元号を省略している。

# 定期監査結果報告(上下水道局)

# 第1 監査の対象

上下水道局における、主として令和3年4月1日から同年10月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を 用いるよう努めた。

監査の対象とした上下水道局の組織及び職員数の状況(令和3年4月1日現在)は以下のとおりである。

(単位:人)

	組 織	正規職員	会計年度
次長・室長・部長		5	任用職員A
<u> </u>	上下水道総務課	16	
上下水道総括室	経営管理課	8	
	財務課	9	
	危機管理企画課	8	
	業務課	12	
	計量管理担当課	7	10
水道工務部	水道計画課	10	10
	工事課	14	1
	管路維持課	19	1
	給水装置課	20	1
	施設管理課	12	
水道施設部	浄水課	23 (1)	
	北部水道事業所	23 (3)	
下水道部	下水計画課	12	
	下水建設課	8	
	下水管理課	12	1
	下水ポンプ施設課	15 (2)	
	下水浄化センター	16 (1)	2
<b>計</b>		249 (7)	15
職種別内訳(再掲)	事務職	84 (2)	
	技術職	117 (2)	
	労務職	48 (3)	
定数		258	
派遣職員(定数外)	地方共同法人日本下水道事業団	1	
	公益財団法人兵庫県まちづくり技 術センター	1	

注 ()は再任用短時間勤務職員で外数

#### 第2 監査の期間及び方法等

令和3年12月16日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による 書面監査とともに4年4月28日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議 を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率 性、有効性の観点から実施した。

#### 第3 監査の結果

### 1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されて いた。

# 2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

#### 3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事 案が発見された。

#### (1) 固定資産の除却処理

3年4月から同年10月までに、水道事業会計で58件3,072,738円、下水道事業会計で6件123,360円の固定資産除却費が執行されている。このうち水道事業会計の17件(計1,647,852円)は、同年6月の第二庁舎への移転に際して、過年度から所在不明であった資産をすでに廃棄したものとみなして3年度に除却の処理が行われていた(財務課)。

# (2) 備品管理

備品管理システムに登録されたデジタルカメラで、備品シールの貼付されていないものが見られた(下水管理課)。

また、備品管理システムに登録された電動式ドライバーで、所在が確認できないものが見られた。担当者の説明では、廃棄したものの手続がもれていたとのことであるが、裏付けとなるものはなかった(危機管理企画課)。

# 4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が 発見された。

# (1) 特殊業務従事手当の過払い及び過少支給

正規職員の超過勤務・特殊勤務実績報告書及び特殊業務従事手当に係る業務 管理簿の従事日数が誤っており、特殊勤務従事手当が過払いとなっていたもの が見られた。また、超過勤務・特殊勤務実績報告書で、特殊業務従事手当のコー ドを誤って報告しており、過少支給となっていたものが見られた(給水装置課)。

#### 第4 要改善事項

主に財務事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

#### 1 固定資産の適正な会計処理

固定資産の除却は当該資産が現存していることが前提であるため、過年度から所在不明であった資産(水道事業会計の17件)は除却処理ではなく、雑損として決算処理を行われたい。また、今後、固定資産が所在不明の状態とならないよう、定期的に資産の現況を確認するとともに、廃棄する資産は廃棄時期の記録を明確化するように、事務処理内容を精査されたい。

#### 2 適正な備品管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が 適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。 したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に行われるよう、管理体制を整 備されたい。

#### 3 適正な服務事務

特殊業務従事手当の過払い及び過少支給については、支給に係る手順等を見 直し、適正な事務処理に努められたい。

# 第5 監査委員の意見

1 水道事業におけるアセットマネジメント計画の活用

水道事業を取り巻く環境として、水道施設の老朽化が進んでおり、水道施設の計画的更新は重要かつ喫緊の課題となっている。

国(厚生労働省)は、中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行 し、持続可能な水道事業を実現していくために、アセットマネジメント(資産管理)の手法を導入することを進めている。

これを受けて市では現在、水道事業アセットマネジメント計画を策定中で、 6年度には、同計画を踏まえた水道事業ビジョンの改定を予定している。

今後も、持続可能な水道事業の実現に向けて、アセットマネジメント計画を 水道需要や施設更新に活用し、効率的・効果的な事業運営に努められたい。